

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十三号

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国

した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一

部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第一条 生活保護法施行細則(平成二年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条 省令第十条第二項、第四項及び第五項に規定する申請書は、別記様式第八号又は別記様式第八号の二によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第十条の八第一項に規定する申請書は、別記様式第十号によるものとする。</p> <p>第八条 (指定医療機関等の変更等の届出) (略)</p> <p>2 省令第十四条第四項に規定する届書は、別記様式第十四号によるものとする。</p> <p>第九条 省令第十五条第一項に規定する届書は、別記様式第十五号によるものとする。</p>	<p>(医療機関等の指定の申請)</p> <p>第七条 省令第十条第二項及び第四項に規定する申請書は、別記様式第八号によるものとし、同条第二項第六号及び第四項第二号に規定する誓約書は、別記様式第八号の二によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第十条の八第一項に規定する申請書は、別記様式第十号によるものとし、同項第二号に規定する誓約書は、別記様式第十号の二によるものとする。</p> <p>第八条 (指定医療機関等の変更等の届出) (略)</p> <p>2 省令第十四条第三項に規定する届書は、別記様式第十四号によるものとする。</p> <p>第九条 省令第十五条に規定する届書は、別記様式第十五号によるものとする。</p>

別記様式第八号及び別記様式第八号の二を次のように改める。

様式第8号（第7条関係）

(表)  
生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書  
(医科・歯科・薬局用)

業 務 の 種 類	(1) 医科                      (2) 歯科                      (3) 薬局			※該当する種類に○ ※訪問看護ステーションは別様式																
名 称	フリガナ			医療機関コード																
	〒                      -																			
所 在 地	フリガナ			〒 (                      )                      -																
	開 設 者 (法人の場合は、法人の名称 及び代表者の氏名を記載)	氏 名 金 額 等																		
管 理 者 氏 名			フリガナ																	
	診 療 科 名																			
健康保険法による指定		有                      ・                      指定申請中			有 効 期 間	年                      月                      日から 年                      月                      日まで														
	生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無			有                      ・                      無																
生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約			<チェック欄> <input type="checkbox"/>	※「指定欠格事由」に該当しないことを確認後、左のチェック欄にチェック(☑)してください。																
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日			年                      月                      日(更新の場合のみ記載)																	

上記のとおり指定を申請します。

年                      月                      日

(申請先)  
広島県知事様  
(福祉事務所経由)

申請者(開設者)                      〒                      -  
住 所

〒 (                      )                      -

氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

(裏)

#### 注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日まで、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

#### 記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。  
※ 薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 6 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。  
**※ 健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。**
- 7 「生活保護法第49条の3第4項に規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものです。
  - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
  - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 8 「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約」については、「指定欠格事由」に該当しない場合、チェック欄にチェック（）してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 申請者（開設者）の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

様式第8号の2 (第7条関係)

(表)  
生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書  
(訪問看護ステーション用)

業 務 の 種 類	訪問看護ステーション		※医科・歯科・薬局は別様式			
名 称	(フリガナ)		ステーション コード			
所 在 地	〒 - Tel ( ) -					
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称等)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名 (名称等)	(フリガナ)				
	生年月日	年 月 日				
	住所 (所在地)	〒 -				
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)		生年月日	年 月 日	
	住所	〒 -				
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中			有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約	<チェック欄> <input type="checkbox"/>		※「指定欠格事由」に該当しないことを確認後、左のチェック欄にチェック(☑)してください。			
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日(更新の場合のみ記載)					

上記のとおり指定を申請します。

年 月 日

(申請先)  
広島県知事様  
(福祉事務所経由)

申請者(開設者) 〒 -  
住 所

Tel ( ) -

氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

(裏)

#### 注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を經由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日まで、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

#### 記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「ステーションコード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。  
※ 開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。  
**※ 健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。**  
**※ 介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされる訪問看護ステーションは、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。**
- 6 「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約」については、「指定欠格事由」に該当しない場合、チェック欄にチェック（）してください。
- 7 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 8 申請者（開設者）の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第9号（第7条関係）

(表)

指定介護機関指定申請書

(略)

(略)

連絡先		(略)		
開設者の氏名、生年月日、住所（法人の場合は、「氏名（名称等）」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」欄に主たる事務所の所在地を記載）	氏名 (名称等)	(フリガナ)	生年月日	年月日
	住所 (所在地)	〒 -		
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)	生年月日	年月日
	住所	〒 -		
(略)				
職員配置の状況、利用定員等及びサービス費用基準額以外に必要な利用料の額（添付しているものを○で囲んでください。）	(略)			
生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約	<チェック欄> <input type="checkbox"/>	※「指定欠格事由」に該当しないことを確認後、左のチェック欄にチェック（☑）してください。		

備考 (略)

改正前

様式第9号（第7条関係）

(表)

指定介護機関指定申請書

(略)

(略)

連絡先		(略)		
開設者の氏名、生年月日、住所（法人の場合は、「氏名（名称等）」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」欄に主たる事務所の所在地を記載）	氏名 (名称等)	(フリガナ)	生年月日	年月日
	住所 (所在地)	〒 -		
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)	生年月日	年月日
	住所	〒 -		
(略)				
職員配置の状況、利用定員等及びサービス費用基準額以外に必要な利用料の額（添付しているものを○で囲んでください。）	(略)			
生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約	<チェック欄> <input type="checkbox"/>	※「指定欠格事由」に該当しないことを確認後、左のチェック欄にチェック（☑）してください。		

備考 (略)

(裏)

注意事項 (略)

記載要領

1—3 (略)

4 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。

※ 開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。

5 「管理者の氏名、生年月日及び住所」欄は、介護保険法の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。

6—10 (略)

11 「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約」については、「指定欠格事由」に該当しない場合、チェック欄にチェック(☑)してください。

12 (略)

別紙の添付について (略)

(裏)

注意事項 (略)

記載要領

1—3 (略)

4 「管理者氏名」欄は、介護保険法の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。

5—9 (略)

10 (略)

別紙の添付について (略)

様式第10号 (第7条関係)

(表)

生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書

(略)	(略)
加入団体名  (加入団体に○をしてください。その他の場合は、加入団体名を記載してください。)	(略)
生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約	<p>&lt;チェック欄&gt;</p> <input type="checkbox"/> ※「指定欠格事由」に該当しないことを確認後、左のチェック欄にチェック (☑) してください。

(略)

備考 (略)

(裏)

注意事項

- 1 (略)
- 2 指定を受けようとするすべての業務の種類免許証の写しを添付してください。
- 3 (略)

記載要領

- 1—5 (略)
- 6 「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約」については、「指定欠格事由」に該当しない場合、チェック欄にチェック (☑) してください。

様式第10号 (第7条関係)

(表)

生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書

(略)	(略)
加入団体名  (加入団体に○をしてください。その他の場合は、加入団体名を記載してください。)	(略)

(略)

備考 (略)

(裏)

注意事項

- 1 (略)
- 2 申請する場合は欠格事由に該当しない旨の誓約書及び指定を受けようとするすべての業務の種類免許証の写しを添付してください。
- 3 (略)

記載要領

- 1—5 (略)

別記様式第十号の二を削る。

改正後

様式第12号 (第8条関係)

(表)

指定	医療機関 介護機関 助産機関 施術機関	名称 所在地 その他	変更届書
----	------------------------------	------------------	------

次のとおり変更しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

(略)

(略)

備考 (略)

(裏)

注意事項

1 (略)

2 この書類は、医療機関(医科・歯科・薬局)にあっては名称、所在地、開設者の氏名又は管理者の氏名に変更があったとき、医療機関(訪問看護ステーション)にあっては名称、所在地又は開設者の氏名、生年月日、住所若しくは職名若しくは管理者の氏名、生年月日若しくは住所に変更があったとき、介護機関にあっては名称、所在地又は開設者の氏名、生年月日、住所若しくは職名若しくは管理者の氏名、生年月日又は住所に変更があったとき、助産機関若しくは施術機関にあっては名称、所在地若しくは助産師若しくは施術者の氏名、生年月日若しくは住所に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。

記載要領 (略)

改正前

様式第12号 (第8条関係)

(表)

指定	医療機関 介護機関 助産機関 施術機関	名称 所在地 その他	変更届書
----	------------------------------	------------------	------

次のとおり変更しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

(略)

(略)

備考 (略)

(裏)

注意事項

1 (略)

2 この書類は、医療機関等の名称(氏名)又は所在地(住所)に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。

記載要領 (略)

様式第13号 (第8条関係)

(表)			
指定	医療機関 介護機関 助産機関 施術機関	廃止 休止 再開	届書
<p>次のとおり 廃止・休止・再開 しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第54条の2第5項及び第55条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。</p>			
(略)			
(略)			
備考 (略)			

(裏) (略)

様式第14号 (第8条関係)

(表)		
指定	医療機関 介護機関 助産機関 施術機関	処分届書
<p>次のとおり生活保護法施行規則(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第14条第4項の規定により届け出ます。</p>		
(略)		
(略)		
備考 (略)		

様式第13号 (第8条関係)

(表)			
指定	医療機関 介護機関 助産機関 施術機関	廃止 休止 再開	届書
<p>次のとおり 廃止・休止・再開 しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。</p>			
(略)			
(略)			
備考 (略)			

(裏) (略)

様式第14号 (第8条関係)

(表)		
指定	医療機関 介護機関 助産機関 施術機関	処分届書
<p>次のとおり生活保護法施行規則(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第14条第3項の規定により届け出ます。</p>		
(略)		
(略)		
備考 (略)		

(裏)

注意事項 (略)

記載要領

1—10 (略)

11 「処分の種類及びその年月日」欄は、生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。

12 (略)

様式第15号 (第9条関係)

(表)

医療機関  
介護機関  
助産機関  
施術機関

指定 指定辞退届書

次のとおり生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)による指定を生活保護法第51条(同法第54条の2第5項及び第55条において準用する場合を含む。)の規定により辞退したいので、届け出ます。

(略)

(略)

(裏) (略)

(裏)

注意事項 (略)

記載要領

1—10 (略)

11 「処分の種類及びその年月日」欄は、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。

12 (略)

様式第15号 (第9条関係)

(表)

医療機関  
介護機関  
助産機関  
施術機関

指定 指定辞退届書

次のとおり生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)による指定を生活保護法第51条(同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。)の規定により辞退したいので、届け出ます。

(略)

(略)

(裏) (略)

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年広島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療機関等の指定の申請)</p> <p>第七条 保護法施行規則第十条第二項、第四項及び第五項に規定する申請書は、生活保護法施行細則別記様式第八号又は別記様式第八号の二によるものとする。</p> <p>2 保護法施行規則第十条の六第二項に規定する申請書は、生活保護法施行細則別記様式第九号によるものとする。</p> <p>3  保護法施行規則第十条の八第一項に規定する申請書は、生活保護法施行細則別記様式第九号(ink十号)によるものとする。</p> <p>(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)</p> <p>第七条の二 保護法施行規則第十条の七に規定する申出書は、生活保護法施行細則別記様式第十一号によるものとする。</p> <p>(指定医療機関等の変更等の届出)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 保護法施行規則第十四条第二項第一号に規定する届出事項の変更の届出をする場合 生活保護法施行細則別記様式第十二号</p> <p>二 保護法施行規則第十四条第二項第一号に規定する事業の廃止、休止又は再開の届出の場合 生活保護法施行細則別記様式第十三号</p> <p>2 保護法施行規則第十四条第四項に規定する届書は、生活保護法施行細則別記様式第十四号によるものとする。</p> <p>(指定医療機関等の指定の辞退)</p> <p>第九条 保護法施行規則第十五条第一項に規定する届書は、生活保護法施行細則別記様式第十五号によるものとする。</p> <p>(経由)</p> <p>第十条 第七条の申請書、第七条の二の申出書及び前二条の届書は、その申請、申出又は届出に係る医療機関若しくは介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所(指定訪問看護事業者等)にあつては、事業を行う事</p>	<p>(医療機関等の指定の申請)</p> <p>第七条 保護法施行規則第十条第一項に規定する申請書は、生活保護法施行細則別記様式第八号によるものとする。</p> <p>2 保護法施行規則第十条の二第一項に規定する申請書は、生活保護法施行細則別記様式第九号によるものとする。</p> <p>(指定医療機関等の変更等の届出)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 保護法施行規則第十四条第一項に掲げる事項の変更の届出をする場合 生活保護法施行細則別記様式第十号</p> <p>二 事業の廃止、休止又は再開の届出をする場合 生活保護法施行細則別記様式第十一号</p> <p>2 保護法施行規則第十四条第三項に規定する届書は、生活保護法施行細則別記様式第十二号によるものとする。</p> <p>(指定医療機関等の指定の辞退)</p> <p>第九条 保護法施行規則第十五条に規定する届書は、生活保護法施行細則別記様式第十三号によるものとする。</p> <p>(経由)</p> <p>第十条 第七条第一項及び第二項の申請書、前二条の届書は、その申請又は届出に係る医療機関若しくは介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所(指定訪問看護事業者等)にあつては、事業を行う事業所の所在地</p>

業所の所在地をいう。)を管轄する支援給付の実施機関を経由して知事に提出しなければならない。  
2 (略)

をいう。)を管轄する支援給付の実施機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則による様式でしている申請は、この規則による改正後の生活保護法施行細則の様式による申請とみなす。